

令和6年 第3回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和6年7月17日 開会

令和6年7月17日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和6年第3回南種子町議会臨時会目次

第1号（7月17）（水曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第32号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）	3
総務課長説明	3
質疑	4
4番 福島照男君	5
8番 上園和信君	5
討論	7
採決	7
1. 閉 会	7

令和6年 第3回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和6年7月17日

令和6年第3回南種子町議会臨時会会議録

令和6年7月17日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第32号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 嶋 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多 喜 子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 砂 坂 英 明 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	河野美樹さん	企画課長	木田美幸君
くらし保健課長	外園幸喜君	福祉事務所長	鮫島幸紀君
税務課長	西村一広君	総合農政課長	山田直樹君
建設課長	河野容規君	水道課長	河野和昭君
保育園長	才川いずみさん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君
教育委員会 社会教育課長	濱田伸一君	農業委員会 事務局長	羽生幸一君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和6年第3回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項など、ルールを厳守し、簡潔・明瞭をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、7番、大崎照男君、8番、上園和信君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、町長提出の議案第32号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、予算案件1件でございます。

議案第32号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算（第2号）でございます。物価高騰対応重点支援給付金事業や5月末の豪雨により被害を受けました農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に要する費用が主なものでございまして、3,898万円を追加し、総額69億8,020万6,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当

課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第32号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、議案第32号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第32号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援給付金事業や5月末の豪雨により被害を受けました、農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に要する費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,898万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,020万6,000円とするものです。

第1表歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

3枚目をお開きください。

第2表の地方債補正については、公共土木施設の災害復旧事業債を追加するもので、限度額を240万円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から説明しますので、4ページをお開きください。

まず、児童福祉費については、物価高騰対応重点支援給付金によるもので、1,697万5,000円を増額するものです。

次に、同ページ、商工費については、ロケット祭振興会負担金によるもので、300万円を増額するものです。

次に、同ページ、小学校費については、落雷被害に伴う西野小放送設備修繕によるもので、239万4,000円を追加するものです。

次に、5ページ、中学校費については、中学校グラウンド整地作業委託によるもので、120万4,000円を追加するものです。

次に、災害復旧費については、今回の豪雨災害に伴い、農林水産施設の単独事業分で210万5,000円、公共土木施設の補助事業分で1,210万2,000円を追加するものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税 482 万 7,000 円を増額するものです。

次に、国庫支出金については、公共土木施設災害復旧負担金、重点支援地方交付金をそれぞれ増額するものです。

次に、寄附金については、ふるさと応援寄附金 300 万円を増額するものです。

次に、諸収入については、町村有建物共済災害共済金 217 万 8,000 円を増額するものです。

最後に、町債については、公共土木施設災害復旧事業債 240 万円を追加するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。4 番、福島照男君。

○4 番（福島照男君） 歳入についてですが、寄付金 300 万の補正が上がっております。クラウドファンディングで集まっておることをお聞きしておるんですが大変ありがたいことだなと思っております。ちなみにですね、これ何口ぐらいの寄付件数があったのか教えていただきたいのと、仮にですね、大口の方があれば、お名前が差し支えなければ、教えていただければと思いますので、2 点お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、木田美幸君。

○企画課長（木田美幸君） ふるさと応援寄付金の寄付の状況でございますけれども、個人からクラウドファンディングによって寄付があったのが 25 名。それから、企業からの支援ということで、企業版を活用したふるさと納税の支援が 11 社ということでございました。大口の寄付については一番個人で 60 万円という寄付がありましたけれども、個人名については本人の承諾をいただいておりますのでこの場での回答は控えたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。8 番、上園和信君。

○8 番（上園和信君） まず、臨時特別給付金事業 1,695 万円の増額補正ですが、この支給対象者ですね。これ、全額国庫支出金となっています。

それから 2 点目が、農業費の農業農村環境整備費 90 万円、本村地区の貯水槽防水作業委託、これは何に使う水を蓄えるための貯水槽なのかですね、それで設置者と管理者はどこなのかですね。まずその 2 点についてお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 物価高騰の重点支援給付金の対象者ですが、これについては、今年の2月から3月の申告において、今年度の住民税の非課税もしくは均等割のみで構成される世帯、新たに均等割に、それから非課税の世帯、昨年度までは所得割以上がかかっていた世帯について対象となる給付金1世帯10万円と、あとその世帯に18歳以下の子供がいる場合は、子供1人につき5万円の給付という形になります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 次に、総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） お答えをいたします。

使用については、簡易的な雑用水施設として整備をするものでありまして、薬剤散布とか、あと農業機械の洗浄に必要な用水を貯める施設となります。設置については町がしておりまして、その後の管理につきましては、本村集落が管理することとなっております。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 管理は本村集落で、設置は南種子町ですね。じゃないの。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） もともと集落の水道のタンクでありまして、設置はその集落がしたと思うんですが、工事の方は、町がするという事です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） これ全額町がお金を出して、何か水が漏れるっちゃうことですが、本村水道を町が本村集落に移管をしたという時点で本村集落が管理をしているという。次ですね、この町の災害復旧費、公共土木施設災害復旧費ですね、現年度発生補助災害復旧費1,210万2,000円。これは、どこの河川なのか。それと、どのような工事なのか、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） お答えいたします。

河川につきまして、災害場所につきましては、位置図を配布しておりますが、大字中之下、小字下聞語汐入3,803番地付近で、準用河川聞語川となります。2級河川の郡川河口から上流側、聞語川の300メートル付近で、飼料米を耕作している田んぼ側、左岸の敷設ブロック積みの欠壊により被災した状況であります。工事につきましては、復旧延長は15メートルで報告を行っております。復旧方法は、既設のコンクリートブロック積みと同様に、原形復旧として申請をし、災害査定を受ける計画であります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。
これから議案第 32 号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号令和 6 年度南
種子町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
会議を閉じます。令和 6 年第 3 回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さ
までした。

閉 会 午前 10 時 14 分

地方自治法第 123 条第 2 項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 大 崎 照 男

南種子町議会議員 上 園 和 信